

一般社団法人富津市シルバー人材センター賠償責任保険について

1. 主旨

一般社団法人富津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）及び正会員並びに役職員がセンターの業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害、財物の損壊、人格権等の侵害について、センター及び正会員の法律上の損害賠償責任を担保するものです。

2. 保険の内容（自動車・バイク等による事故は除く）

（1）施設・事業活動事故

① センターの事業拠点等の事業活動施設の所有、使用、管理の不備、またはセンターの営業事務または管理などの業務の遂行またはその結果として生じた事故に起因して、第三者の身体・生命を害し、または財物を損壊したことについて、センター及び役職員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

② センターが正会員に対して提供した仕事に起因して、当該正会員の身体・生命を害したことについて、センター及び役職員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

③ 正会員が、センターから請負または委任の形式で提供された仕事の遂行中に生じた事故に起因して、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことについて、センター及び正会員並びに役職員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

（2）管理財物事故

センターの業務又は正会員がセンターから提供された仕事の遂行に付随

して管理する他人の財物（管理財物）を損壊、紛失、若しくは盗取されたことについて、センター及び正会員並びに役職員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

（3）人格権等侵害事故

センターの業務又は正会員がセンターから提供された仕事の遂行にあたり、他人に対する不当な身体高直などの自由の侵害、名誉毀損等他人の人格権を侵害したこと（人格権侵害）若しくはセンターが行う広告・宣伝活動にあたり、他人の著作権の侵害、他人の商品、役務等の中傷したこと（宣伝侵害）に起因して、センター及び正会員並びに役職員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

3. 保険給付の内容（最高限度額）

保険の種別		最高限度額
施設・事業活動事故		
対人賠償	1名・1事故	1億円
対物賠償	1事故	1億円
管理財物事故	1事故	1000万(免責金額1万円)
貨幣・紙幣の盗難	1事故	10万円
人格権等侵害事故	1名・1事故	100万円
初期対応費用補償	1事故	500万
	保険期間中	500万
訴訟対応費用補償	1事故・期間中	1000万

4. 保険料の負担

センターが全額負担します。

平成 28 年 7 月 1 日